

令和8年度愛媛県 18歳以上ヤングケアラー・コーディネーター設置業務 委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度愛媛県 18歳以上ヤングケアラー・コーディネーター設置業務

2 委託業務の目的

愛媛県では、無作為で抽出された県内在住の18歳から39歳までの男女5,000人を対象に「18歳以上ヤングケアラー実態調査」を行い、令和8年3月に調査結果をとりまとめた。調査では、18歳以上のヤングケアラーに該当する人の割合が5.8%、また過去にヤングケアラーだった人の割合が5.3%と一定数がヤングケアラーに該当していることが判明した。また、調査においてヤングケアラー該当者からは、「ケアラー本人や家族への経済的な支援」の要望はもとより、「利用できる制度やサービスを教えてほしい」や「家族の世話の代行してほしい」といった要望が寄せられており、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるためには、ヤングケアラーとその家族を孤立させず、福祉・介護・教育等の関係機関及び支援者団体等のサービスとつなぐ役目を担うコーディネーターの設置が必要と、調査の総括で提言がなされたところ。

本事業では、コーディネーターを配置するとともに、コーディネーターによる市町と連携した研修会の開催や、悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを設置・運営することにより、より一層のヤングケアラーの支援に資することを目的とする。

3 委託の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務委託の内容

(1) 18歳以上のヤングケアラー・コーディネーターの配置による相談窓口の設置

受託事業者は、ヤングケアラーを発見・把握した場合に、高齢、障がい、疾病、失業、生活困窮、ひとり親家庭といった家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげられるよう、関係機関と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職として、18歳以上のヤングケアラーの支援を主に行うコーディネーター1名（以下コーディネーターという）を配置した相談窓口を設置する。

①実施方法

ア 相談支援・助言

コーディネーターは、ヤングケアラー本人や地域における関係機関からの相談に対し、ヤングケアラーの家庭の状況に応じ助言を行い、適切な福祉サービスを提供する支援につなげること。

イ 研修

コーディネーターは、市町や地域の関係機関と連携及び情報共有を図るとともに、その求めに応じて、可能な限り、ヤングケアラーの支援に関する

研修を実施するとともに、自らも外部機関研修に参加するなどヤングケアラー支援に関する知見の習得に努めること。

ウ 関係機関連携

コーディネーターは、支援が必要とされる18歳以上のヤングケアラーを適切な支援につなげるため、市町や地域の関係機関だけでなく、見守り訪問や家事・育児支援、子ども食堂等を行う支援者団体とも連携を図るよう努めること。

エ 18歳以上のヤングケアラー支援体制の構築に向けた提言

県では、本事業やこれまでに実施してきたヤングケアラー支援に向けた取組みに加え、令和7年度に実施した「18歳以上のヤングケアラー実態調査」の結果を踏まえ、18歳以上のヤングケアラーを支援するための体制を構築し、効果的な支援に向けたマニュアル等の作成について検証したいと考えているので、コーディネート事例や市町および関係機関との連携を踏まえた実効的な提言を行うこと。

(2) 当事者同士の交流の場の設置・運営、支援

受託事業者は、ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験を共有することができる新たな場所として、当事者同士の交流の場の設置・運営、支援を実施する。実施にあたってはSNSやICT機器の活用など、必要に応じて柔軟な対応を行うこと。

(3) 相談内容の記録及び報告

ヤングケアラー本人や地域における関係機関からの相談については、月毎の相談件数（延べ数）、業務内容について翌月10日までに月次報告書（様式任意）により県に報告すること。ただし、3月分については、当月中に県に報告すること。

【記載事項】

相談日・時間

相談件数（実人数、延べ人数）

相談者・相談種別ごと件数

相談の概要

その他必要な情報

4 業務執行体制

(1) 相談実施期間等

下記内容を原則とするが、受託事業者の実情に合わせて変更可能とする。ただし、少なくとも週に20時間以上の相談活動時間は確保すること。

①期間：遅くとも令和8年9月1日から相談を開始し、令和9年3月31日までとする。

②日時：月曜日～金曜日（国民の祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

③時間：午前8時半～午後5時まで

(2) 設置場所

愛媛県内の対象者にとって利便性のいい場所が望ましい。

(3) コーディネーター

コーディネーター1名を配置することとし、以下に掲げる要件のいずれかを満たしている者が望ましい。

ア 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師など、ヤングケアラーの支援を行う上で効果的な資格を有する者

イ 介護支援、生活支援、相談援助業務に3年以上従事した者

(4) 設備

事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

ア 事務室 イ 電話回線 ウ 相談スペース

エ その他、事業を実施するために必要な設備

(5) 広報

①事業の実施にあたり、相談者から親しまれるようなコーディネーターの名称とすること。

例：えひめYCC18+

②対象者が本事業を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法について、ホームページやSNS等を活用して積極的に広報活動を行うこと。

5 セキュリティ対策

(1) 個人情報扱う場合は、情報漏洩対策が十分にとられていること。

(2) サーバ等を運用する場合は脆弱性がないこと。また、OSやアプリケーションにセキュリティホール等の脆弱性が発見された場合、原則、追加の費用なしに補修すること。

(3) ソフトウェアは、セキュリティホール等に対する最新の対策を行った上で導入すること。

(4) クラウドサービスで取り扱われる情報に対しては、国内法の法令が適用されること。

6 著作権の取扱い

本委託業務に係る作成物等の著作権は、県に帰属するものとする。

7 その他

(1) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。

(2) 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。